

学校だより

NO. 1



2024年4月8日  
町田市立鶴川第四小学校  
校長 悴田 隆良

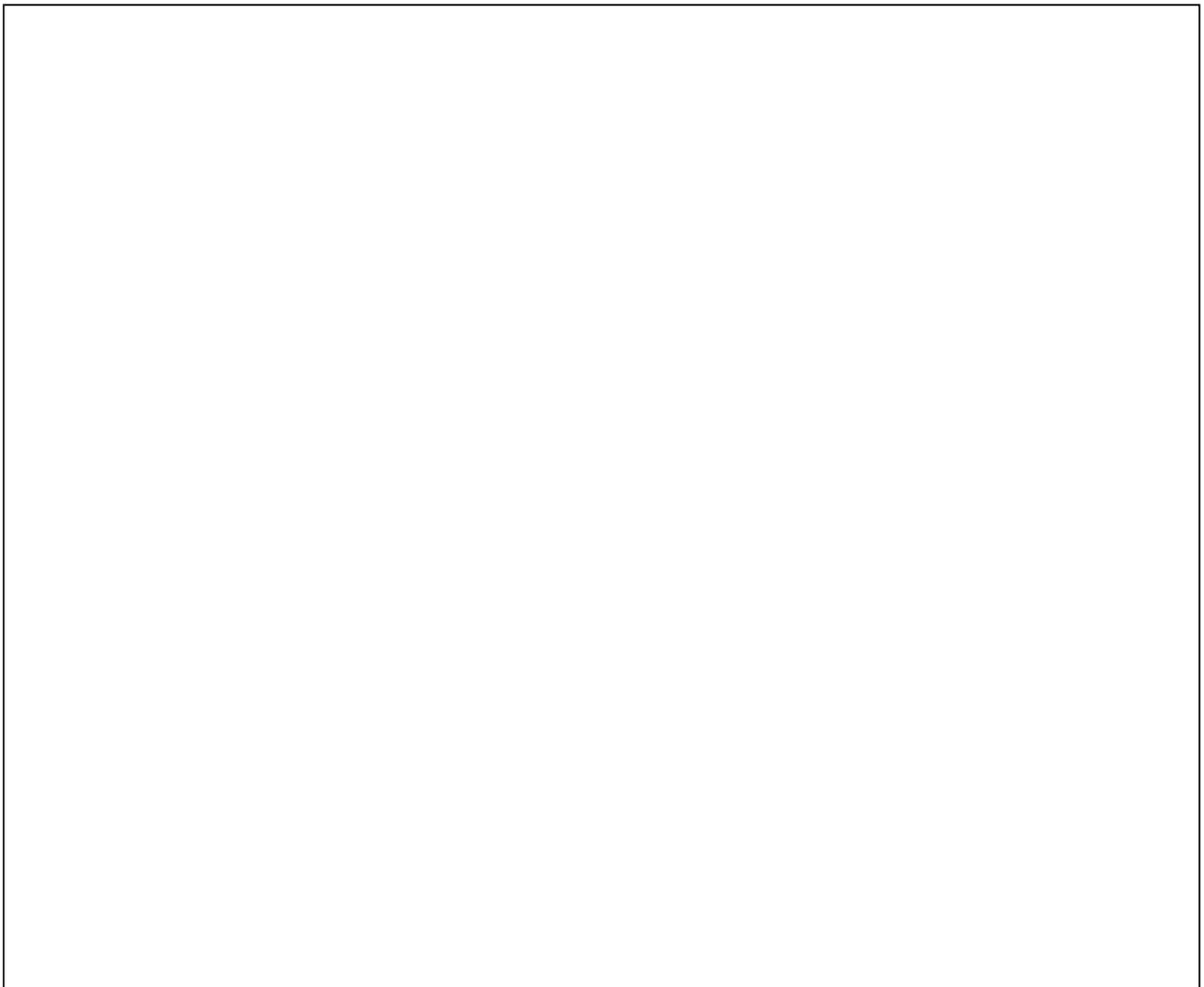
## 「入学・進級おめでとうございます」

校長 悴田 隆良

校庭の桜が美しく咲きそろろう中、新1年生68名を迎え、全校児童462名で2024年度が始まりました。今年度も教職員の異動があり、学校の組織体制が新しく生まれ変わりました。これまで築いてきた鶴川第四小学校の良き伝統を守りながら、2026年度の新しい学校の開校に向けた視点を持ち、全教職員で力を合わせて教育活動に邁進してまいります。

感染症の拡大防止対策のために、数年間にわたって学校での集団生活のスタイルや様々な教育活動の工夫と改善がなされました。感染症への懸念が小さくなった今、以前の形に戻っていくものもあれば、この見直しによって新しい形となり、現代の社会に適していると考えられるものもあります。今年度もその見極めをしっかりと行うとともに、場合によってはさらなる工夫を加えて、よりよい教育活動の展開を図ります。学校が安心、安全で楽しく学べる場所になり、子供たちが健やかに成長していけるように尽力いたします。

### < 2024年度 教職員構成 >



# 4月の行事予定

今月の生活目標 ◎登校したらあいさつをしよう

日付	曜日	学校行事	下校							
			1年	2年	3年	4年	5年	6年		
1	月									
2	火									
3	水									
4	木									
5	金	入学式前日準備(6)								
6	土									
7	日	春季休業日終								
8	月	始業式8:30 入学式10:30 特別時程								
9	火	特別時程 午前授業 片付け(5)								
10	水	午前授業 定期健康診断始 安全指導 給食始(2~6、ど・か) 計測(2~6) 視力(2~5)								
11	木	保護者会(5・6) 午前授業(1・2・5・6) 計測(1・ど・か)								
12	金	保護者会(3・4) 午前授業(1・2・3・4) サボ保護者会 内科・運動器検診(5) 聴力(1、ど・か1~3・5)								
13	土									
14	日									
15	月	委員会(5・6・4年代表委員は6h) 安全点検 給食始(1) 内科・運動器検診(2・2ど・2か) 聴力(5) サボ指導開始(~7/12)								
16	火	尿検査【一次】 避難訓練 聴力(2)								
17	水	特別時程 午前授業 聴力(3) 心のアンケート								
18	木	全国・学力学習状況調査(6) 耳鼻科検診 保護者会(1・2) 午前授業(1・2)								
19	金	1年生を迎える会(1h) 内科・運動器検診(3) 保護者会(ど・か) 午前授業(ど・か)								
20	土									
21	日									
22	月	クラブ(4~6は6h) 内科・運動器検診(6) 視力(6)								
23	火	遠足(3・3ど・3か) 視力立体視(1・ど・か)								
24	水	午前授業								
25	木	遠足(4・4ど・4か)								
26	金	離任式(5h) 5時間授業 午前授業(1)								
27	土									
28	日									
29	月	昭和の日								
30	火	遠足(1・2、1ど・1か・2ど・2か) 内科・運動器検診(4)								

防犯の観点から、下校時刻は載せていません。下校の見守り等で知りたい方は学校までご連絡ください。

## 出欠連絡について

学校への連絡は、連絡帳または連絡システム「totoru」からお願いします。(欠席、早退・体育の見学など)

電話番号は、042-735-2868です。病気、けがなどでやむを得ず、早退、または下校する時は、教室または保健室まで迎えにきていただきますので、よろしく願いいたします。遅れて登校する時も、児童の安全を考えて、教室まで付き添ってきてくださるようお願いいたします。

また、学童の出欠に関しては、学童に直接ご連絡くださいますようお願いいたします。

## 警戒宣言発令に伴う児童引き渡し訓練(実施予定:5月2日)について

今年度の引き渡し訓練ですが、5月2日(木)に行うことになりました。保護者の皆様と協力してなるべく早い時期に訓練を行い、いつ何が起るか分からない緊急事態に備えたいと思います。詳細は後日お配りいたしますプリントをご確認ください。

## 学校生活に関するご相談について

学校生活において、学習に関すること、アレルギーに関すること、携帯電話の持ち込みに関することなど、不安なことや配慮してほしいことがございましたら、学校までご相談ください。アレルギーに関しては、「学校生活管理指導表」の提出にまで至らない場合でも配慮を必要とするときは、担任や養護教諭までご連絡ください。

携帯電話の持ち込みに関しては、学校における教育活動に直接必要がないことから、学校への持ち込みは原則禁止です。緊急の連絡手段とせざるを得ない場合やその他やむを得ない事情がある場合は、学校にご相談ください。新規のご相談につきましては管理職と面談させていただきます。なお、昨年度に許可されている場合でも、年度ごとの更新手続きが必要です。今年度も継続する場合は、担任にその旨をご連絡ください。